

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府省庁名 環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （ 環境関連税制等 ）		
要望項目名	税制全体のグリーン化の推進		
要望内容（概要）	<p>コロナ危機と気候危機への取組を両立する観点からも、脱炭素社会への移行やSDGs達成等を強力に進め、ポスト・コロナの経済社会構造をより持続可能で強靱なものへと変革していく必要がある。</p> <p>2020年9月に開催された、オンライン・プラットフォーム（Platform for Redesign2020）では、コロナ危機と気候危機への対応について議論がなされ、持続可能で強靱な社会経済へのリデザイン（再設計）の必要性や、「脱炭素社会」、「循環経済」、「分散型社会」への3つの移行を基軸とする必要性が共有された。また、欧州では、自国の産業を保護するための国境炭素調整措置（※）の議論が進み始めている。我が国の社会経済に影響を与える可能性を鑑み、必要に応じた対応を検討する。</p> <p>※国内製品と輸入製品の炭素価格が公平なものとなるよう調整するメカニズム</p> <p>2016年のG7伊勢志摩サミット及び2018年のG7シャルルボワサミットにおいて、カーボンプライシングを巡る議論が行われた。カーボンプライシングについては、既に欧州諸国や米国の一部の州をはじめとして導入している国や地域があり、中国でも全国規模で排出量取引制度を導入している。一方、我が国はCO2の限界削減費用が高く、エネルギーコストも高水準、またエネルギー安全保障の観点においてもエネルギー資源の大半を輸入しているという事情がある。カーボンプライシングには、市場を介した価格付けだけでなく、税制も含まれる（既に一部導入）が、制度によりその効果、評価及び課題も異なる。国際的な動向や我が国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえた専門的・技術的な議論が必要である。</p> <p>また、第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）に基づき、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。</p> <p>（地球温暖化対策）</p> <p>○ 上記の議論を進めつつ、平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。</p> <p>（自動車環境対策）</p> <p>○ コロナ危機により、自動車産業も厳しい状況に置かれている。裾野の広いサプライチェーンを抱え、日本経済を支える自動車産業の活性化は喫緊の課題である。</p> <p>同時に、持続可能で強靱な脱炭素社会・分散型社会への移行に向けて、再エネ・蓄電池・マイクログリッド等の社会実装を加速するためには、動く蓄電池としての電動車の導入を強力に後押しすることが有効である。これにより、コロナからの復興、気候変動対策、そして、活力ある自動車産業を同時に推進していくことが必要である。</p> <p>こうした状況を踏まえつつ、地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、エコカー減税対象車の重点化等を検討し、車体課税の一層のグリーン化を推進する。具体的には、2030年度燃費基準を踏まえ、ガソリン車及びクリーンディーゼル車の対象車両の絞り込みを行う。</p> <p>（※詳細については、要望事項「車体課税のグリーン化」を参照。）</p>		
関係条文	—		
減収見込額	[初年度] — (—)	[平年度] — (—)	(単位：百万円)
	[改正増減収額] —		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>昨今、コロナ危機と気候危機への取組を両立する観点から、ポスト・コロナの経済社会構造をより持続可能で強靱なものへと変革していく必要性が国内外で共有されているところである。脱炭素社会を始めとする持続可能な社会の実現のためには、あらゆる施策を総動員する必要がある、税制はその有効な政策ツールである。</p> <p>第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）において、「エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等のグリーン化を推進することは、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進することにつながることをもって、グリーンな経済システムの基盤を構築する重要な施策である。こうした環境関連税制等による環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行い、引き続き税制全体のグリーン化を推進していく」こととされており、持続可能な社会の構築に向け税制面からの一層の検討が求められている。</p> <p>このため、持続可能な社会を構築する観点から、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現する必要がある。</p> <p>とりわけ地球温暖化対策については、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）において、「環境関連税制等のグリーン化については、低炭素化の促進をはじめとする地球温暖化対策のための重要な施策である。このため、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うなど、地球温暖化対策に取り組む」こととされた。我が国及び諸外国においてカーボンプライシング（炭素の価格付け）の導入を始めとした各種施策の実践の蓄積や教訓があることを踏まえながら、税制全体のグリーン化を推進していくことが重要である。</p> <p>また、同計画では、地球温暖化対策のための税について、「平成24年10月から施行されている地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用して、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策を着実に実施していく」とされており、その税収の有効活用に取り組む必要がある。</p> <p>なお、カーボンプライシングに関しては、現在、世界各国で導入が広がっており、2020年4月現在で46の国と32の地域がカーボンプライシングを導入している。近年では、中国や韓国、シンガポール等のアジア諸国でもカーボンプライシングの導入が進んでいる。我が国では平成24年度から地球温暖化対策のための税を導入している。</p> <p>このカーボンプライシングについて、「長期戦略」（令和元年6月閣議決定）では、「カーボンプライシングには、市場を介した価格付けだけでなく、税制も含まれる（既に一部導入）が、制度によりその効果、評価及び課題も異なる。国際的な動向や我が国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえた専門的・技術的な議論が必要である。」とされている。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-1. 経済のグリーン化の推進
	政策の達成目標	脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	我が国においては、これまでの環境関連税制が二酸化炭素排出抑制等に相応の効果を有していることに加え、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための地球温暖化対策のための税の導入や、車体課税のグリーン化等の措置が講じられてきたほか、地方自治体における産業廃棄物税や森林環境税等の導入が広がりを見せているなど、税制全体のグリーン化に一定の進展が見られる。 しかしながら、国際的には、我が国の環境関連税制による負担水準は必ずしも高いとは言えないこと、我が国の炭素等に係る税率は依然として低いこと、更には欧州における国境炭素調整措置等の様々な議論があること等を踏まえれば、税制全体のグリーン化に向けた更なる検討が必要である。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	税制全体のグリーン化は、税制を環境負荷に応じたものとするすることで、環境負荷の抑制に向けた経済的インセンティブを働かせるなど、持続可能な社会を実現する上で有効な政策ツールである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	第5次環境基本計画にあるとおり、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることに留意しながら、税制全体のグリーン化を推進する。
	ページ	1—3

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 17～30 年度税制改正要望において、毎年度関連要望を提出。